1. 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の相談	(地域包括支援センターへ)
※改修を行う事前に相談してください	

- 2. 改修前の申請(①、②、③の書類を揃えて、地域包括支援センターが代行) ※申請は各区役所ごとになります。
- ①地域包括支援センターで準備するもの
 - 申請書
 - 〇 理由書
- ②工事業者で準備するもの
 - 工事図面(略図)
 - 工事見積書
 - 改修予定箇所の写真(改修箇所ごとに撮影日が入ったもの)
- ③本人及び、家族で準備するもの
 - 所得証明書
 - 改修する住宅が借家の場合は、住宅所有者の承諾書

3. 審査(市役所)

当該住宅改修が適切なものか審査します。

4. 審査結果の通知(申請者へ)

「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業決定(却下)通知書」が届きます。

5. 施行、完成(工事業者)

承認を受けた内容に基づいて改修工事を行います。

- 6. 工事完了報告・助成金請求申請(市役所へ)
- ①高齢者にやさしい住まいづくり助成事業工事完了報告書
 - 領収書
 - 改修完了後の写真(改修前と回収後が比較できる写真で撮影日が入ったもの)
- ②高齢者にやさしい住まいづくり助成金請求書

7. 支給決定

着工前及び完了後に提出された申請書及び書類を審査し、支給を決定します。

※着工前の申請を受けていても、完了後の審査で適切でないと判断された場合は、助成金を 支給しない場合があります。